

保険・年金 フォーカス

中国保険市場の最新動向(9)

中国政府が新たな 10 の指針を発表

保険研究部 研究員 片山 ゆき
(03)3512-1784 katayama@nli-research.co.jp

1 | 中国の保険事業を左右する ‘2つの指針’

中国の保険事業は大きく分けて‘2つの指針’に基づいている。

1つは中央政府にあたる国務院が決定したもので、‘国 10 条’とよばれている。保険事業の発展の方向性や大きな枠組みを 10 項目で示し、内容の達成度合いをはかる上では期限を設けていない。

もう1つは主務官庁である中国保険監督管理委員会(保監会)が決定した、保険事業の‘5ヵ年計画’である。こちらは、収入保険料や総資産などについて 5 年間(現行では 2011 年~2015 年)で達成すべき数値目標や市場、保険会社のあり方を定めており、5 年毎に発表される。

2つの指針はいずれも 2006 年から適用が開始されており、国務院による‘国 10 条’の指針の下、保監会が‘5ヵ年計画’に基づいて市場を監督・管理している構図だ。

2 | 高まる保険業界の期待

2つの指針が発表された 2006 年からこの 8 年間で、中国の保険市場の規模や保険事業を取り巻く環境、その位置づけは大きく変わっている。保険事業の‘5ヵ年計画’に基づいて、これまでの目標値と実績値をみると、2005 年末から 2013 年では、高度経済成長とともに、収入保険料(生損保合計)は 3 倍に拡大している(次頁 図表-1)。2013 年では収入保険料が 1 兆 7000 億元(約 28 兆円)と世界第 4 位、アジアでは日本に次いで 2 位の規模にまで成長している¹⁾。これと同時に、中国の保険会社についても世界におけるポジションやその評価は高まっている。2014 年のフォーチュングローバル 500 のランキングでは、中国人寿が 98 位、中国平安が 128 位、中国人保(PICC)が 208 位、中国太平洋が 384 位にランクインし、いずれも前年より順位を大幅に引き上げている。

この近年の高成長から、中国国内においても保険事業の位置づけは大きく向上している。7 月に開かれた国務院常務会議(李克強総理主催)では、これまでを振り返り、「保険事業はサービス業の発展において重要であり、今後の成長においても大きな潜在能力を持っている」と評価した。中国では民間保険とはいえ、その

主体は保険会社ではなく、政府・主務官庁が握っている。つまり、政府の当事業に対する位置づけ(評価)や意向がその業界の発展を大きく左右するのだ。また、前掲の会議においては、保険会社に対して、民間保険が社会保障や自然災害など社会におけるリスクの分散、公共の利益に資するべく存在となるよう求め、保険事業に対する政府の期待の高さが伝わった。

主務官庁である保监会は、今般の評価を得て、保険事業が単に成長産業ではなく、国の発展や社会の安定をはかる役割として期待されており、また、それを果たすべく新たなステージに達したと判断している。このような機運は保监会のトップの発言にも表れ、保监会の項主席は「中国の保険市場を今後10~20年で、その規模を世界第2位、保険料拠出額や保険の普及率を先進国並みまで引き上げる」と明言した。

図表-1 保険事業の5カ年計画(目標値・実績値)

全体目標 (5項目)	目標値と実績値					
	数値指標	保険業の第11次5カ年計画 (2006~2010年)		保険業の第12次5カ年計画 (2011~2015年)		
		2005年 実績	2010年 目標	2010年 実績	2015年 目標	(2013年) (実績)
■ 安定的且つ迅速なマーケット規模拡大						
■ 保険会社の総合競争力の強化						
■ 保険の社会的機能の発揮						
■ リスク管理の高度化						
■ 保険に対する社会的信用の向上						
	収入保険料	4928億元	1兆元	1兆4500億元	3兆元	1兆7222億元
	総資産額	1兆5300億元	5兆元	5兆500億元	10兆元	8兆3000億元
	1人あたりの保険料支出額	379元	750元	1083元	2100元	1266元
	保険普及率(対GDP比)	2.7%	4.0%	3.8%	5.0%	3.0%

(出所)保険事業の第11次5カ年計画(2006年)、保険事業の第12次5カ年計画(2011年)、中国保険監督管理委員会ウェブサイトから作成

3 | 8年ぶりの‘国10条’

このような状況の中、今般、8年ぶりに国務院による新たな‘国10条’が発表された。政府が保険事業に寄せる期待と役割の変化は、保険事業のこの間における成長を反映している。

2006年の‘国10条’(2006年版)が、保険事業の普及や規模拡大そのものを促す内容であったのに対して、今般の‘国10条’(2014年版)では保険事業の引き続きの成長に加えて、社会保障の補完や自然災害時の経済補償といった、社会の安定への寄与により多くの期待が寄せられている。

図表-2は2014年版及び2006年版の内容について、生保事業に関する内容を抜粋したものである(2014年版の全体目標を除く)。

2014年版では「全体目標」が初めて掲げられている。2020年までと期限を決め、世界を意識した上で国際競争力のある「保険強国」を目指すとした。具体的な指標として、1人あたりの保険料拠出額を3500元、普及率をGDPに占める割合を5%に引き上げるなど数値目標を明記した点も新たな試みである。2013年の実績から考えると(図表-1)、わずか6年で1人あたりの保険料拠出額をおよそ3倍、普及率を2%引き上げるというかなり強気の目標だ。

図表-2 国10条(2014年/2006年)の内容(一部抜粋)

2014年版		2006年版		
項目	全体目標	項目		
数値目標 社会保障・自然災害・社会安定寄与	1	2020年までに事業として保障・機能・安定性を備え、国際競争力をもった「保険強国」となる。 1あたりの保険料拠出額を3500元、GDPに占める割合を5%を目指す。	総括	1 保険業の改革・発展の重要性を十分に認識すること 2 自然災害への補償体系の構築、高齢化に対応した年金や医療保険の拡充
	2	民間保険を組み込むことで、多層的な社会保障体系を構築する 民間保険を社会保障体系の重要な柱と位置づける。 新たな養老保険商品の開発、医療保険商品の多様化	2	保険業の改革・発展に関する指導・目標・任務達成の加速化 保険サービスの領域拡大、保険市場の体系の健全化、コーポレートガバナンスの強化
	3	保険のリスク管理機能を発揮し、社会の安定に寄与する	3	農業保険の積極的な拡充
	4	政府と民間保険によって、社会保障制度を補完する。 都市住民を対象とした大病医療保険の拡大、保障内容の見直し 民間保険による経済補償システムを構築し、災害救済に寄与する。	4	年金、医療保険の発展、社会保障制度の補完 個人年金、企業による団体年金の奨励、農村住民の年金・医療保険の加入促進
	5	三農問題に関係する保険を拡充し、新たなサポート体制を構築する。	5	責任保険の拡充、自然災害における補償体制の構築
	6	保険サービスの機能を拡充し、経済の更なる成長に貢献する。 機関投資家として、金融市場、インフラ投資等、長期運用の拡充	6	新たな販売チャネルの奨励、サービスレベルの向上 ネット保険の奨励、エージェントの研修強化
	7	保険事業に関する規制緩和を実施し、業界のレベルを引き上げる。 保険会社の海外進出の規制緩和、商品開発の促進、再保険市場・仲介市場の整備、	7	保険資産の運用能力向上、機関投資家としての役割強化
	8	保険事業の監督・管理の強化、リスクコントロールの強化 監督・管理能力の向上、消費者の権利保護、金融リスクのコントロール	8	保険会社の監督・管理規制の強化
	9	保険事業の発展の基盤強化、環境整備 保険事業の社会的信用度・保険加入意識の向上、リスクに関するデータベースの導入、経験生命表・疾病発生リスクの改訂	9	業界全体の監督強化 ソルベンシー・マージン比率の向上、財務・会計制度の改正
	10	保険事業の発展に向けた政策の策定 医療保険の課税、養老保険の課税繰り延べ、企業の保険加入による所得税優遇政策、	10	保険関連法・政策のレベル向上、発展環境の整備
保険事業の発展			社会保障・自然災害	
			保険事業の発展	

(注)色を付した部分は10項目のタイトル内容である。白抜き部分は生保と関連する具体内容を抜粋して掲載した(2014年版の全体目標を除く)。(出所)国務院關於加快現代保險服務業的若干意見(2014年)国務院關於保險業改革發展的若干意見(2006年)

全体目標に次いで、最初に掲げられた指針内容は、民間保険の「社会保障体系における位置づけ」である(図表-2の2014年版の項目2)。中央政府は民間保険を社会保障の補完として、重要な柱とするとしており、特に老後保障分野、医療保険分野について力を入れるとしている。中国では少子高齢化が急速に進んでおり、年金財政の悪化や自己負担が重い医療保険分野において、多くの課題が顕在化している。特に、昨年以降、医療保険については地方政府と民間保険会社が連携した「大病医療保険」の本格導入が進められている。大病医療保険は高額な入院や重大疾病通院を給付対象としており、これによって、積年の懸案事項である自己負担の軽減が期待されている(項目3)。

加えて、2008年の四川省や雲南省周辺地域における地震、洪水など中国では自然災害が多く発生してい

る。本来であれば、被災者の救済を目的とした巨大災害保険制度の構築が急がれるべきあるが、その作業は進んでいないのが現状である。国務院は民間保険を経済的な救済を行う存在として位置づけており、制度整備への参加も求められている(項目 4)。

一方、保険会社の資産運用や機関投資家としての役割については 2006 年版でも触れられていたが、2014 年版では、インフラ投資等を通じた長期運用や経済成長への寄与にまで踏み込んで記載されている。保険市場の急速な成長とともに、総資産は 2005 年末の 5 倍、およそ 8 兆元(約 130 兆円)にまで膨れ上がっており、2006 年以降、特にリーマンショックにおける景気刺激策などを通じて、保険会社の機関投資家としての存在感は更に高まった。直近では資産運用規制が大幅に緩和されており、経済を支えるインフラ等不動産、金融市場他に対しても長期で安定した投資が期待されている(項目 6)

保険会社のリスク管理(項目 8)、保険事業の社会的信用度の向上といった発展のための環境整備(項目 9)に次いで、今般新たに加わったものは医療、養老保険の課税緩和政策の整備(項目 10)である。企業年金については、本年 1 月から課税繰り延べ措置が導入されており、公的年金の補完として更なる普及が進められている。今後、医療保険や養老保険についても加入の促進を目指した同様の検討がなされるであろう。

中国の保険市場はこれまで政府や主務官庁の計画・指針に基づいて、成長を遂げてきた。今般は政府(国務院)が今後の指針を示したが、来年には主務官庁である保監会が 5 ヶ年計画を新たに発表するであろう。前掲の保監会のトップの発言にあるように、世界第2位の市場に向けた足場固めが更に進められることになるであろう。

ⁱ 「中国保険業社会責任白書」